

- Ⅱ巻：「犯罪被害者対策の現状」、同上
- Ⅲ巻：「犯罪被害者支援と弁護士」、同上
- Ⅳ巻：「被害者学と被害者心理」、同上
- Ⅴ巻：「犯罪被害者に対する民間支援」、同上
- ：「犯罪被害者の研究」、宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編、成文堂、1996
- ：警察庁・法務省・厚生労働省・内閣府などのホームページ)

上記参考文献よりの資料や内容から多数引用させていただきました。この場を借りて各関係機関・関係者に深謝いたします。

資料

資料1 国連宣言(警察庁ホームページ)

犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言

G.A.決議 40/35(1985)

A. 犯罪被害者

1. 犯罪被害者とは、個人であれ集団であれ、加盟国で施行されている、犯罪的パワー濫用を禁止する法律を含むところの刑事法に違反する作為または不作為により、身体的または精神的傷害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を受けた者をいう。

2. この宣言においては、加害者が特定されているか、逮捕されているか、告訴されているか、あるいは有罪判決を受けているかに関係なく、また加害者と被害者の間の親族関係の有無に関係なく、被害者と思なすことができる。

被害者という用語には、妥当であれば、直接の被害者の直近の家族または被扶養者、および苦しんでいる被害者を助けたり、被害を防止したりして介入した際に被害を受けた者も含まれる。

3. この宣言に記載されている条項は、人種、肌の色、性別、年齢、言語、宗教、国籍、政治的またはその他の信条、文化的信念または慣習、財産、出生または身分、民族または社会的素性、障害などにより、いかなる種類の差別も行なれず、すべての者に適用されるものとする。

司法へのアクセスおよび公正な扱い

4. 被害者は、同情と彼らの尊厳に対する尊敬の念をもって扱われなければならない。被害者は、受けた被害について、国内法の規定に従って、裁判制度にアクセスし速やかな回復を受ける権利がある。

5. 被害者に対し、必要な場合には、費用がかからず、かつ迅速で公平に利用できる、公式または非公式の手続きによって被害回復が受けられるように、裁判制度や行政制度を制定し、強化しなければならない。

被害者には、そうした制度を通じて被害回復を請求できる権利があることを知らせなければならない。

6. 被害者のニーズに対する司法および行政の対応は、次のような方法によって促進されなければならない。

(a) 訴訟手続きにおける被害者の役割とその範囲、タイミングと進行状況、および訴訟の処分決定について、知らせる。重大犯罪が関係していて、被害者がそうした情報を求めている場合は、特にそうである。

(b)被害者の個人的利益が影響を受ける場合には、被告人に不利益を与えることなく、また該当する国内の刑事司法制度に従って、彼らの意見や関心事を訴訟手続きの適切な段階で表明させたり考慮したりする。

(c)法的処理全体を通じて被害者に適切な援助を与える。

(d)必要に応じて被害者の不便を最低限にとどめ、かつそのプライバシーを保護する措置を講じ、また嫌がらせや報復を受けないように、被害者に代わって、被害者だけでなく、その家族や証人の安全も保障する。

(e)訴訟の処分決定や、被害者に裁定額を認めた命令や判決の行使については、不要な遅れを避けなければならない。

7. 和解や被害者の立ち直りに適している場合には、調停、仲裁、習慣法、または事実たる慣習慣行など、非公式な紛争解決方法を採用すべきである。

被害弁償 (Restitution)

8. 自己の行為に責任のある犯罪者またはその関係者は、妥当な場合には、被害者、その家族または被扶養者に、公正な被害弁償を行わなければならない。この被害弁償に含まれるのは、財産の返還、発生した被害または損害に対する支払い、被害の結果発生した費用の弁済、サービスの提供、権利の回復である。

9. 加盟国政府は、刑事裁判における量刑選択の際に、従来の刑事制裁以外にも、新たに適用できるような被害弁償を考慮して、慣行、規則、法律の見直しを行なうべきである。

10. 環境にかなりの被害が発生し、被害弁償を命ぜられた場合に、その被害弁償に含められるべきものとして、環境の原状回復、インフラストラクチャーの再建、公共施設の建て替え、さらに、その被害のためにコミュニティの移転が必要になった場合には、その移転費用の弁済などである。

11. 公務または準公務を行う公務員またはその代理人が国内の刑法に違反した場合には、被害者は、発生した被害に責任のある公務員またはその代理人が所属する国から弁償を受けることができる。侵害的作為または不作為が発生した時に政権の座にあった政府がすでに存在しない場合には、その国家または政府の権利を継承した者が、被害者に弁償をしなければならない。

被害補償 (Compensation)

12. 次の被害者が、犯罪者またはそれ以外から十分な弁償を得られない場合には、国家は、経済的補償を行なうよう努力しなければならない。

(a) 重大な犯罪の結果、身体にかなりの被害を受け、または身体や精神の健康に損傷を受けた被害者

(b) そうした被害のために死亡した者または身体的および精神的不能になった者の家族、特に被扶養者

13. 被害者補償基金の創設、強化および拡充の努力をする必要がある。自国民が被害者になった国家がその被害を補償する立場にない場合などでは、適切であれば、補償目的のために、これ以外の基金を創設する方法も考えられる。

被害者援助 (Assistance)

14. 被害者は、政府・ボランティア・コミュニティに基礎をおく機関、および地域固有の機関などから、物質的、医療的、精神的、社会的に必要な援助を受けることができる。

15. 被害者には、医療サービスや社会福祉サービス、その他の関連援助について知らせ、すぐに利用できるようにしておかなければならない。

16. 警察、司法、健康、社会サービス、その他の関係担当者は、被害者のニーズに適切に対応し、適切な援助を迅速に行なうためのガイドラインについて、トレーニングを受けなければならない。

17. 被害者にサービスや援助を提供する場合には、受けた被害の内容や第3条に定める特別なニーズに、特に配慮しなければならない。

B. パワー濫用の被害者

18. パワー濫用による被害者とは、個人であれ集団であれ、国内の刑事法には違反していないものの、人権に関して国際的に認められた基準に違反する作為または不作為により、身体的または精神的傷害、感情的苦痛、経済的損失、または基本的人権に対する重大な侵害などの被害を被った者をいう。

19. 国家は、パワー濫用を禁止する基準やパワー濫用の被害者を救済する基準を、国内法に組み込むことについて検討すべきである。特に、こうした救済には、被害弁償および(または)被害補償、および必要な物質的、医療的、精神的、社会的援助や支援を盛り込むべきである。

20. 第18条で規定されているように、国家は被害者に関わる多国間の条約について交渉を行なうことを考慮すべきである。

21. 国家は、変化する環境に対応できるように、既存の法律や慣行について、定期的に見直しを行ない、必要に応じて政治的パワーないし経済的パワーの重大な濫用となる行為を禁止し、そうした行為を防止する政策や対策を促す法律を制定施行し、またそうした行為の被害者には、直ちに適切な権利と救済を与えるべきである。

資料2 都道府県・政令指定都市 犯罪被害者等施策担当窓口部局等一覧(平成19年版犯罪被害者白書)

(H19.10.1 現在)		
地方公共団体名	施策担当窓口部局名	総合的 対応窓口
北海道	環境生活部生活局くらし安全課安全安心人権グループ	○
青森県	環境生活部県民生活文化課県民生活・ボランティア支援グループ	○
岩手県	環境生活部環境生活企画室	
宮城県	環境生活部生活・文化課調整企画班	
秋田県	生活環境文化部安全・安心まちづくり推進課調整・まちづくり推進班	○
山形県	総務部危機管理室生活安全調整課	
福島県	生活環境部人権男女共生グループ	○
茨城県	生活環境部生活文化課安全なまちづくり推進室	○
栃木県	県民生活部くらし安全安心課生活安全担当	○
群馬県	総務局人権男女共同参画課人権男女同和グループ	○
埼玉県	総務部県民防犯推進室	○
千葉県	環境生活部県民生活課生活安全室	
東京都	総務局人権部企画課	
神奈川県	安全防災局安全・安心まちづくり推進課	○
新潟県	県民生活・環境部県民生活課安全・安心なまちづくり班	
富山県	知事政策室消防・危機管理課危機管理班	
石川県	県民文化局県民生活課	
福井県	安全環境部県民安全課交通安全・県民安全グループ	○

山梨県	企画部県民室県民生活課安全・安心まちづくり担当	○
長野県	企画局人権・男女共同参画課	○
岐阜県	環境生活部環境生活政策課生活・交通安全担当	○
静岡県	県民部県民生活局県民生活室	○
愛知県	県民生活部地域安全課安全なまちづくりグループ	
三重県	生活部生活総務室安全安心まちづくりグループ	
滋賀県	県民文化生活部県民活動課	○
京都府	府民労働部安心・安全まちづくり推進室	○
大阪府	生活文化部安全なまちづくり推進課犯罪被害者支援グループ	○
兵庫県	県民政策部地域協働局地域安全課企画係	○
奈良県	生活環境部人権施策課	○
和歌山県	環境生活部共生推進局県民生活課	○
鳥取県	総務部人権局人権推進課	
島根県	環境生活部環境生活総務課安全安心スタッフ	○
岡山県	生活環境部県民生活課安全・安心まちづくり推進室	○
広島県	県民生活部総務管理局人権・男女共同参画室	
山口県	環境生活部県民生活課総務企画班	
徳島県	県民環境部県民環境政策課県民くらし安全室	
香川県	総務部県民活動・男女共同参画課県民室	○
愛媛県	県民環境部管理局人権対策課	
高知県	文化環境部県民生活課	
福岡県	生活労働部生活文化課消費者班	

佐賀県	くらし環境本部くらしの安全安心課	○
長崎県	県民生活部県民安全課	○
熊本県	環境生活部交通・くらし安全課	○
大分県	生活環境部県民生活・男女共同参画課	
宮崎県	地域生活部人権同和对策課	
鹿児島県	環境生活部生活・文化課	
沖縄県	文化環境部県民生活課	○
札幌市	市民まちづくり局市民生活部男女共同参画室男女共同参画課	
仙台市	企画市民局市民生活部市民生活課地域安全係	
さいたま市	市民局市民部交通防犯課	
千葉市	市民局市民部地域安全課	
横浜市	都市経営局政策課/市民活力推進局経営企画課	
川崎市	市民局人権・男女共同参画室	
新潟市	市民生活部市民総務課安心・安全推進室	
静岡市	生活文化局市民生活部市民生活課	
浜松市	生活文化部市民生活課くらしのセンター	○
名古屋市	市民経済局企画経理課	
京都市	文化市民局市民生活部地域づくり推進課	
大阪市	市民局人権室	
堺市	市民人権局市民生活部地域活動促進課	
神戸市	危機管理室/保健福祉局人権推進課	
広島市	市民局市民安全推進課	

北九州市	総務市民局安全・安心課	
福岡市	市民局生活安全課	

注1 内閣府から各都道府県・政令指定都市に対し、平成19年10月1日時点における窓口部局等の確認を行い、とりまとめたものである。

注2 施策担当窓口部局は、犯罪被害者等からの相談を受けたり、犯罪被害者等への情報提供を行う窓口には必ずしもなっていない。

注3 総合的対応窓口とは、犯罪被害者等から相談や問い合わせがあった場合に、適切な情報提供など総合的な対応を行う窓口をいう。

資料3 NPO 法人全国被害者支援ネットワーク加盟団体一覧（平成19年版犯罪被害者白書）

(H19.10.1 現在 45 都道府県 46 団体)			
都道府県	団体名	相談電話	相談対応曜日
北海道	社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター(北海道被害者相談室)	011-232-8740	月～金
北海道	オホーツク被害者相談室	0157-25-1137	月～金
青森	社団法人あおもり被害者支援センター	017-721-0783	火・木・第3土
岩手	いわて被害者支援センター	019-621-3751	火・水・金
宮城	社団法人みやぎ被害者支援センター	022-301-7830	火・水・木・金
秋田	社団法人秋田被害者支援センター	018-832-8010 0120-62-8010	月～金
山形	社団法人やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金
福島	ふくしま被害者支援センター	024-533-9600	月～金
茨城	社団法人いばらき被害者支援センター	029-232-2736	月～金
栃木	社団法人被害者支援センターとちぎ	028-643-3940	月～金
群馬	NPO 法人被害者支援ネットすてっぷぐんま	027-243-9991	月～金
埼玉	社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	048-834-8080	月～金
千葉	社団法人千葉犯罪被害者支援センター	043-221-3010	月～金
東京	社団法人被害者支援都民センター	03-5287-3336	月～金
神奈川	NPO 法人神奈川被害者支援センター	045-440-0212	月・水・金・土
新潟	NPO 法人にいがた被害者支援センター	025-281-7870	月・水・金
富山	とやま被害者支援センター	076-413-7830	月～金

石川	NPO 法人石川被害者サポートセンター	076-234-7830	火・水・木・金・土
福井	NPO 法人福井被害者支援センター	0776-32-5111	火・水・金・土
山梨	社団法人被害者支援センターやまなし	055-228-8622	月～金
長野	NPO 法人長野犯罪被害者支援センター	026-233-7830 長野地区相談室 0263-73-0783 中信地区相談室 0265-53-0783 飯田地区相談室	月～金
岐阜	ぎふ犯罪被害者支援センター	058-268-8700	月～金
静岡	NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター	054-209-5533	月～金
愛知	社団法人被害者サポートセンターあいち	052-232-7830	月～金
三重	社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター	059-221-7830	月～金
滋賀	NPO 法人おうみ犯罪被害者支援センター	077-514-1650	日・水・金・土
京都	社団法人京都犯罪被害者支援センター	075-451-7830 0120-60-7830 (京都府全域)	月～金
大阪	NPO 法人大阪被害者支援アドボカシーセンター —	06-6774-6365	月～金
兵庫	NPO 法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833	火・土
奈良	社団法人なら犯罪被害者支援センター	0742-24-0783	月～金
和歌山	NPO 法人紀の国被害者支援センター	073-427-1000	月～金

島根	島根犯罪被害者相談室	0120-556-491	月～金
岡山	社団法人被害者サポートセンターおかやま (VSCO)	086-223-5562	月～土
広島	社団法人広島被害者支援センター	082-544-1110	月・水・木・土
山口	NPO 法人被害者支援センターハートライン やまぐち	083-974-5115	火・木
香川	被害者支援センターかがわ	087-823-1733	月～金
愛媛	NPO 法人被害者こころの支援センターえひめ	089-905-0150	木・土
高知	NPO 法人こうち被害者支援センター	088-854-7867	月～金
福岡	NPO 法人福岡犯罪被害者支援センター	092-477-3156	月・土
佐賀	NPO 法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS	0952-41-2535	月～金
長崎	NPO 法人長崎被害者支援センター	095-820-4977	火～土
熊本	社団法人熊本犯罪被害者支援センター	096-386-1033	月～金
大分	社団法人大分被害者支援センター	097-532-7711	月～金
宮崎	社団法人宮崎犯罪被害者支援センター	0985-38-7830	月～金
鹿児島	社団法人かごしま犯罪被害者支援センター	099-226-8341	火～土
沖縄	社団法人沖縄被害者支援ゆいセンター	098-866-7830	月～金

は、犯罪被害者等早期援助団体

NPO 法人全国被害者支援ネットワーク事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-14-10 東京外国語大学本郷サテライト 6F

電話 03-3811-8315(月～金 10時～17時)

FAX03-3811-8317

本手引は、平成 17-19 年度厚生労働科学研究「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」(主任研究者 小西聖子)の分担研究「地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援」の一環として作成したものである。

分担研究「地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援」研究班
分担研究者 山下 俊 幸 (京都市こころの健康増進センター)
研究協力者 川 島 道 美 (千葉県精神保健福祉センター)
酒 井 ル ミ (兵庫県立精神保健福祉センター)
長 楽 鉄乃祐 (前香川県立精神保健福祉センター)
辻 本 哲 士 (滋賀県立精神保健福祉センター)
寺田 倫 (静岡市こころの健康センター)
富 永 秀 文 (鹿児島県精神保健福祉センター)
松 浦 玲 子 (大阪府こころの健康総合センター)
清 野 百 合 (大阪府こころの健康総合センター)

本手引の作成にあたっては、「TAV 交通死被害者の会」「少年犯罪被害当事者の会」「全国学校事故・事件を語る会」「六甲友の会」「京都犯罪被害者支援センター」「ひょうご被害者支援センター」より、貴重なご意見をいただきました。この場をお借りして深く御礼申し上げます。

平成 17-19 年度厚生労働科学研究
犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究
主任研究者 小 西 聖 子(武蔵野大学)

犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引
—精神保健福祉センター・保健所等における支援—

編 集 「地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援」研究班
分担研究者 山下俊幸(京都市こころの健康増進センター)
〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町 1-15
事務局 AC プランニング内
〒612-8369 京都市伏見区村上町 406
TEL 075-611-2008 FAX 075-603-3816
E-mail:seishinhoken@acplan.jp
発 行 平成 20(2008)年 3 月

犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引

－精神保健福祉センター・保健所等における支援－

実践ガイドライン

はじめに☞HB73

犯罪被害者等基本法とは

平成 16 年 12 月、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るべく「犯罪被害者等基本法」が制定された。犯罪被害者等基本法には、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること（第 5 条）が述べられている。そして同法に基づいた総合的長期的な犯罪被害者等のための施策の大綱として、「犯罪被害者等基本計画」が、平成 17 年 12 月に閣議決定され、我が国における犯罪被害者等のための施策は、総合的、長期的な取組に向けてその第一歩を踏み出した。

犯罪被害者等とは

この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいい、「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう（第一条）。基本計画における「犯罪被害者等」とは、基本法における定義のとおり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。当然ながら、個別具体の施策の対象については、その施策ごとに、それぞれ適切に設定され、判断されるべきであるとされる。

犯罪被害者基本計画の 4 つの基本方針

- ①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ②個々の事情に応じて適切に行われること
- ③途切れることなく行われること
- ④国民の総意を形成しながら展開されること

「犯罪被害者等基本計画」における精神保健福祉センター・保健所の位置づけ

基本計画においては「厚生労働省において、精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援に関する諸制度等に関する案内書・申込書等を常備し、提供等していくことを含め、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供、相談等を適切に行うことを推進する」と定められている。精神保健福祉センター、保健所等が犯罪被害者支援に係る諸機関・団体と連携し、相談、情報提供、危機介入、自助グループ支援、教育研修等の地域精神保健福祉活動を通して被害者支援に取り組む際に、実際の支援に役立つことを目指してこの「地域精神保健福祉活動の手引」および概要は作成された。

ガイドラインの使いかた

この実践ガイドラインは、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」の必要な部分を抽出し、一部加筆して、精神保健福祉センター・保健所等を犯罪被害者等が訪れた時の実践的なガイドラインを示したものである。より詳細な解説や資料については、当該個所にある☛を見てほしい。また必要度の高い資料は添付してある。

ガイドラインの内容には

1. 犯罪被害者等における精神保健相談・・・個別の犯罪被害者の相談があった場合の対応のポイント
2. 支援サービス等の利用・・・犯罪被害者等に対するサービスにどのようなものがあり、どこと連携が可能かについての情報

が含まれている。地域への危機介入、自助グループなどは重要な課題だが、ここには入れていない。これについては手引を参照してほしい。☛HB39,53

囲み記事は支援の実践的ポイントを示す

★確認すべきこと

- ☛GL○ このガイドラインのページ参照
- ☛HB○ 手引きの○ページ参照
- ☛MH○ 研究班作成の『犯罪被害者のメンタルヘルスー精神医療現場での治療と対応ー』の第○章を参照（平成20年3月現在 校正中）

1. 犯罪被害者等における精神保健相談

1) 相談を始める前に確認しておくこと（☛MH5）

精神医療は被害者の回復のための様々な支援の一つとして位置づける。
被害者の治療では安心や安全の確立、現実的な問題への対処と被害者に二次被害を与えない共感的な態度が必要である。
急性期では、安全や安心の確立に焦点をおいた心理学的応急処置が望ましい。
被害者の抱える問題は多様であり、警察や被害者支援団体など多様な機関との連携が重要である。

★各地域での具体的な連携先（警察、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、民間被害者支援センター、自助グループ等☛GL8-11,HB43-52,86,90）についてあらかじめ調べておく

★被害者の相談内容を確認する。どのような支援を求めているのか、どこに相談すればよいか。具体的な支援体制☛GL8-11,HB42-52

★いつ犯罪被害が起こったのか、確認する。

2) 犯罪被害者等の心理的な反応を把握する

(1) 安全と安心を確立する ◯MH5

★安全な環境を確保する

犯罪被害者は、再被害の危険にさらされていることがしばしばある。加害者と同居していたり、加害者からの脅しが継続していないかどうか確認する。

危険がある場合には、まず被害者に安全を確立することが最優先であることを伝え、警察（各都道府県警察にある被害者相談窓口など）や専門機関（配偶者暴力相談支援センターや児童相談所）等に相談することを勧めるべきである。 ◯GL8-11,HD47,49

★身体的安全を確保する：

性暴力被害者では性病や妊娠の危険があるほか、被害の証拠としても受診記録が重要になる場合があるので、産婦人科の受診や治療は必要である。警察に被害届けを出した場合には、初診料、診断書料、緊急避妊費用等の費用を都道府県警察で負担してくれる制度もある（都道府県によって異なるので、地元の警察に確認する必要がある）。 ◯GL9

被害の衝撃に圧倒されていたり、希望を失っているような場合には、健康状態に対して関心を払わなくなっており、身体疾患が疑われるにもかかわらず医療機関を受診していないこともある。

★急な対応を要する精神症状の評価をおこなう：

自殺念慮や自殺企図などの自殺行動のリスクについて把握することが必要である。また、PTSD や ASD が注目されがちであるが、うつ病やパニック障害など被害者に多く見られる他の精神疾患のほか、躁うつ病や、統合失調症あるいは幻覚や妄想を伴うような精神病性の障害についても注意を払う必要がある。精神病性の疾患では既に存在している場合や、犯罪被害を契機に発症する場合もある。

PTSD には併存疾患が多い。その中でもアルコールや薬物の乱用・依存が少なくない。被害以前から存在している場合もあるが、被害者では、PTSD 症状の緩和や精神的な苦痛をまぎらわすための一種の自己治療として、それらを用いることがある。治療者側が尋ねることが必要である。

★加害者の存在、司法とのかかわりを確認する。

加害者が不明であったり、逮捕されていない状況では再被害や報復の不安が持続する。加害者が逮捕され、起訴、公判になったとしても、事情聴取、証言や意見陳述による出廷、民事裁判などでの賠償も含めて一連の法律的な手続きが終了するには数年かかることが少なくない。その間、被害者はその経過に影響を受け続ける。法廷で証言や意見陳述を行なう

際には付き添いが認められている。☛GL48,50 意見書診断書が必要とされる場合もある。☛MH17,18

(2) 犯罪被害者の心理的反応の確認

★PTSD 症状

PTSD 症状チェックのためには診断基準や質問紙を利用できる。☛HB25-27

特徴的な症状

「再体験・フラッシュバック」 事件のとき体験した感覚がくりかえしよみがえる

「回避・麻痺」 事件を思い出させるものを避ける、感情を閉ざす、感じないようにする、記憶を遠ざける

「覚醒の亢進」 常に緊張し不安定な状態になる。

★そのほかの心理的变化

抑うつ症状

何をしても楽しく思えない、何もする気力がない、集中して考えられない、決断することができない、強い不安が続く、焦燥感がある。

喪失に伴う症状

大切なものが失われてしまった悲哀感・喪失感がみられる。事件や世間に対する強い怒りや無力感のため、気分が変動しやすく、自分の気持ちがコントロールできなくなる。自分が悪いから事件に遭った、自分は価値のない人間だからこのような目に遭ったなど強い罪責感や自分を恥じる気持ちが生じ、この気持ちが強い場合、希死念慮が生じることもある。

解離症状と幻覚

自分の身体から抜け出して外から自分をみているような離人感、起きていることが現実を感じられない現実感の消失、事件前後のことに対する記憶がない、自分でやっていることを覚えていないなどの解離状態や記憶の障害が生じることがある。また、錯覚や、幻聴幻視などの幻覚が認められることがある。

★身体の変化

睡眠障害、食欲の異常（食欲低下、過食など）、疲れやすさ、身体のだるさがみられる。また、不安からくる身体症状として、動悸、呼吸困難、手のふるえ、しびれ、頭痛、身体の痛み、吐気など多彩な症状が出る。これらの症状がパニック発作のような形で出現することがある。

★人間関係の変化

人を信用することができない、自分を含め何を信じていいのかわからないため、対人関係で孤立が生じる。外出や人と連絡をとることを避けて引き籠もりの生活になったり、周囲の状況にそぐわない行動をとる、自傷行為がみられる、他人に対する強い怒り、攻撃性がみられるなど、人格障害様の変化が出てくることもある。

(3) 被害者支援の実際

被害者面談のポイント

a. 信頼関係を築くためには

- ・何が出来るかをしっかり伝えましょう。また、できないことはできないと伝え、安易に抱え込まないようにしましょう
- ・「わかってくれない」の言葉の裏には「わかってほしい」が隠れています
- ・プライバシーに対する考え方が違う場合があることも考えておきましょう。そのことについて話し合います
- ・常に言動に配慮し謙虚な気持ちで対応しましょう
- ・被害者の言動に翻弄されないようにしましょう

b. 事件の話はいつ聞いたらいいのか

- ・被害者の意思によって話すか話さないかを決めるのが基本ですが、事件について話せるようなら話してみてもどうか、と声をかけてみましょう
- ・事件の話をしてどうだったか必ず尋ね、気持ちをフォローしましょう
- ・事件の話は遮らないようにしましょう
- ・事件の話をよく聞くことが治療の第一歩です

c. 身体面や生活についての留意

- ・生活で何に困っているのか尋ねましょう
- ・身体に何か症状がないか忘れないように尋ねましょう

★支援者がもたらす二次被害に気をつける

二次被害の原因

「犯罪被害者に対する知識の不足」が大きいと思われる。

精神医学的知識 ◀ HB14-27 ・ 司法システム ▶ MH16 ・ 性暴力犯罪やドメスティクバイオレンスの現実と被害者の心理 ▶ MH9-11 などについて確認されたい。

二次被害となりうる言葉は

「命があるだけよかったです」
「早く元気になりましょう」
「辛いことは忘れましょう」
「強く生きていきましょう」
「あなたの辛さはよくわかります」
「時間が解決します」
「もっと辛いことを経験した人もいますよ」
「あなたにも原因があったのかもしれない」
「泣かないでください」
「終わったことはもう考えないようにしましょう」
「ちゃんと用心していたら起きなかったかもしれませんね」

(4) 支援者のストレス

支援者は、「被害者から話を詳しく聞くことで被害者の悲惨な経験の一種の目撃者となる」ため、不安、恐怖、自責感など被害者が呈するような症状が認められることがある。また、「支援の難しさ、訴訟との関わりの多さ、被害者の理不尽な要求などから」支援が嫌になったり、強い無力感が出現したりすることがある。支援資源、時間や能力がどの程度あるかを踏まえ、自分がどれだけできるかを考えながら支援をすることである。☛HB14

3) 外傷後ストレス障害 PTSD : Post Traumatic Stress Disorder の診断と治療

(1) 診断

トラウマの定義

「誰にでも大きな苦痛を引き起こすような、並はずれた驚異的な、または破壊的な性質の出来事・状況」(ICD-10)

「強い恐怖、無力感または戦慄に関するもの、例えば、戦闘、暴行(性的暴行、身体的暴行、強盗)、誘拐・拉致、人質、テロ攻撃、拷問、捕虜収容所や強制収容所監禁、自然災害、人為災害、重度の自動車事故、生命的脅威を及ぼす病気の告知など」(DSM-IV-TR)

診断基準に相当しない重大でない出来事で強いPTSD様の症状がある場合、診断は「PTSD」ではなく、「適応障害」が妥当

外傷的出来事はPTSD発症の一次的要因であるが、すべての人が外傷的な出来事を体験し

た後に PTSD になるわけではない。近年では症状はストレスの強さだけでなく、外傷的出来事に対する個人の主観的な反応にも大きく関連するとされている。

★PTSD を発症させたり、遷延させたりする主な予測因子を確認する

①過去のトラウマ体験、②過去の心理的不適応体験、③精神疾患の家族歴、④トラウマのときに生命の脅威を体験したこと、⑤トラウマ後のソーシャルサポートの不足、⑥トラウマ周辺期の強い情緒的反応、⑦トラウマ周辺期の解離、等が報告されている。

★PTSD の DSM-IV による診断基準^リを参照。☛HB14

PTSD の症状は DSM-IV の診断基準（HB15 の表 1）の B, C, D に記載されているように、再体験、回避・麻痺、覚醒亢進が 1 ヶ月以上持続し、それにより日常生活で支障を来していることである。

（2）治療

治療は薬物治療と精神療法がある。薬物療法として、抗うつ薬の SSRI が第一選択とされ、次にその他の抗うつ薬、気分安定薬が効果的とされている。なお、PTSD 薬物療法アルゴリズムが国立精神・神経センター精神保健研究所成人精神保健部のホームページ☛HB24 に掲載されている。

薬物治療

1. 選択的セロトニン再取込阻害薬（SSRI）
2. その他の抗うつ薬
3. 気分安定薬
4. 抗精神病薬
5. 抗不安薬・睡眠薬※

※不眠時や不安時など対処療法的に最小限に使用する。

精神療法☛MH6,7

PE（Prolonged Exposure：長時間曝露療法）などトラウマ体験に対する曝露を含む認知行動療法が有効とされている。☛MH7

精神療法のポイント

- ・外傷的出来事への安全な曝露が有効である。ただし、症状が悪化する危険性もあるため、それを考慮に入れ慎重に行う必要がある。
- ・ストレスマネジメント法を教育する。
- ・フラッシュバックが起こった時の混乱状況の対処法も認知療法的アプローチで軽減できる。☛HB18☛MH7
- ・症状が重篤なときや、希死念慮や興奮、暴力行為などの症状がみられるときは入院治療